

審査基準及び標準処理期間

所属名	医療課医務・看護係
内線番号	4748

No.	項目	内容
①	処分名	病院、診療所、助産所の開設許可事項変更許可
②	法令名	医療法
③	法令番号	昭和23年法律第205号
④	根拠条項	第7条第2項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>第七条 2 病院を開設した者が、病床数、次の各号に掲げる病床の種別(以下「病床の種別」という。)その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で診療所を開設したものの若しくは助産師でない者で助産所を開設したものが、病床数その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、厚生労働省令で定める場合を除き、前項と同様とする。</p> <p>一 精神病床(病院の病床のうち、精神疾患有する者を入院させるためのものをいう。以下同じ。)</p> <p>二 感染症病床(病院の病床のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第二項に規定する一類感染症、同条第三項に規定する二類感染症(結核を除く。)、同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第八項に規定する指定感染症(同法第七条の規定により同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。)の患者(同法第八条(同法第七条において準用する場合を含む。)の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。)並びに同法第六条第九項に規定する新感染症の所見がある者を入院させるためのものをいう。以下同じ。)</p> <p>三 結核病床(病院の病床のうち、結核の患者を入院させるためのものをいう。以下同じ。)</p> <p>四 療養病床(病院又は診療所の病床のうち、前三号に掲げる病床以外の病床であつて、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいう。以下同じ。)</p> <p>五 一般病床(病院又は診療所の病床のうち、前各号に掲げる病床以外のものをいう。以下同じ。)</p>
⑦	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ●医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について(平成5年2月3日総第5号・指第9号厚生省健康制策局総務・指導課長連名通知 最終改正 平成24年3月30日医政総発0330第4号・医政指発第4号 厚生労働省医政局総務・指導課長連盟通知) ●医療法の一部を改正する法律の一部の施行について(平成5年2月15日健政発第98号厚生省健康政策局長通知 最終改正 平成23年2月23日医政発0223第2号厚生労働省医政局長通知) ●医療法等の一部を改正する法律等の施行について(平成13年2月22日医政発第125号医政局長通知) ●医療法の一部を改正する法律の施行について(平成10年5月19日健政発639号厚生省健康政策局長通知 最終改正 平成26年3月31日医政発0331第4号厚生労働省医政局長通知)ほか
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)設定していない
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	医療課 医務・看護係 075-414-4748
⑬	備考	